

## 平成20年度社会福祉法人及び社会福祉施設の 指導監査結果について

### 1 指導監査の実施状況

平成20年度指導監査を行った社会福祉法人及び社会福祉施設は、国、中核市（岡山市及び倉敷市）が所管する法人及び施設を除く149法人、453施設のうち、99法人、398施設である。

その結果、指導監査を実施した社会福祉法人及び社会福祉施設のうち、文書改善指摘をしたものは、80法人、298施設であり、指摘を受けた社会福祉法人及び施設の割合は、それぞれ80.8%、74.9%であった。

なお、監査結果通知から概ね1ヶ月後に提出される改善状況報告による改善状況（改善率）は、それぞれ、83.1%、97.5%となっている。

区 分	法人・施設数 (A)	実施数 (B)	(%) 実施率 (B/A)	指摘法人・施設数 (C)	(%) 指摘率 (C/B)	指摘件数 (D)	改善済数 (E)	(%) 改善率 (E/D)	
社会福祉法人	149	99	66.4	80	80.8	219	182	83.1	
社会福祉施設	老人福祉	122	84	68.9	82	97.6	486	477	98.1
	身体障害者福祉	13	11	84.6	9	81.8	28	26	92.9
	知的障害者福祉	45	33	73.3	28	84.8	87	81	93.1
	障害者支援	4	4	100.0	3	75.0	7	7	100.0
	生活保護	7	4	57.1	2	50.0	4	2	50.0
	児童福祉	262	262	100.0	174	66.4	508	499	98.2
	全 体	453	398	87.9	298	74.9	1,120	1,092	97.5

（知的障害者福祉施設は、障害児施設を含めた施設数）

（参考）国の要綱等の見直しに沿って「県社会福祉法人等指導監査実施要綱」を一部改正（平成19年7月）し、平成20年度監査から、毎年実施していた監査を、特に大きな問題が認められない法人・施設については、2年に1回実施することとした。（児童福祉施設を除く）

## 2 指摘・改善状況

文書改善指摘の主な内容及び改善状況は、次のとおりである。

区分 (A)	主な指摘事項	指摘件数 (B)	(%) 指摘割合 (B/A)	改善済数 (C)	(%) 改善率 (C/B)
社会福祉法人 99法人 指摘件数:219	役員の選任手続が不適切	17	17.2	17	100
	経理事務処理が不十分	15	15.2	14	93.3
	理事長の職務代理者が未指名	14	14.1	14	100
	理事会の議事録の記録が不適切	13	13.1	12	92.4
	評議員会で特定の評議員が欠席	12	12.1	11	91.7
老人福祉施設 84施設 指摘件数:486	経理事務処理が不十分	118	24.3	118	100
	諸規程の整備が不十分	62	12.8	62	100
	労働条件の改善が必要	47	9.7	46	97.9
	決算関係書類が不適切	31	6.4	31	100
	処遇計画の策定が不十分	21	4.3	21	100
身体障害者 福祉施設 11施設 指摘件数:28	経理事務処理が不十分	5	17.9	5	100
	防災対策への取組が不十分	4	14.3	4	100
	運営規程等諸規程が未整備又は運用が不適切	3	10.7	3	100
	職員配置基準に基づく職員確保が不十分	3	10.7	1	33.3
	食事の提供が不適切	2	7.1	2	100
知的障害者 福祉施設 33施設 指摘件数:87	経理事務処理が不十分	21	24.1	20	95.2
	運営規程等諸規程が未整備又は運用が不適切	9	10.3	8	88.9
	決算関係書類が不適切	9	10.3	9	100
	寄附金の取扱が不適切	5	5.7	5	100
	支援計画が不適切	4	4.6	4	100
障害者 支援施設 4施設 指摘件数:7	経理事務処理が不十分	2	28.6	2	100
	運営規程等諸規程が未整備又は運用が不適切	1	14.3	1	100
	決算関係書類が不適切	1	14.3	1	100
	寄附金の取扱が不適切	1	14.3	1	100
	食事の提供が不適切	1	14.3	1	100
生活保護施設 4施設 指摘件数:4	消防計画の見直し	1	25.0	0	0
	避難訓練が不十分	1	25.0	0	0
	経理事務処理が不十分	1	25.0	1	100
	入所者預り金の取扱いが不適切	1	25.0	1	100
児童福祉施設 262施設 指摘件数:508	経理事務処理が不十分	88	17.3	87	98.9
	管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況	56	11.0	56	100
	決算関係書類が不適切	38	7.5	38	100
	労働基準法等関係法規の遵守の状況が不十分	30	5.9	29	96.7
	給与規程等の各種規程の整備が不十分	23	4.5	23	100